

地震防災規程

平成 年 月 日作成

(一般事業所用)

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第7条に基づき、
_____における地震防災について必要な事項を定め、もって大規模地震による災害から、来客者、従業員等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(人命の安全確保)

第2条 地震防災対策は、来客者、従業員等の人命の安全の確保を第一義として実施する。

(適用範囲)

第3条 この計画は、来客者、従業員その他建物に出入りする全ての者に適用する。

第2章 震災対策

(地震予知対応策)

第4条

1 情報の収集伝達

- (1) 東海地震注意情報を知った従業員は、直ちに事業所責任者_____にその事実を知らせ、従業員(自衛消防組織)は警戒宣言発令時に備える。
- (2) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った従業員は、直ちに事業所責任者及び従業員(自衛消防組織)にその事実を知らせる。

2 警戒宣言時の活動

従業員(自衛消防組織)は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、事業所責任者の指揮の下、次に定める応急対策を行う。

対 策 内 容	担 当 責 任 者
1 出火防止措置 (1)火気使用器具の使用停止 (2)ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認 (3)ボンベ、燃料タンクの固定確認	
2 水のくみおき、消火器の準備	
3 商品等の転倒、落下防止	
4 非常持出品の準備	
5 その他必要な措置	

3 避難

- (1) 当事業所の指定避難場所は_____である。事業所責任者は、指定避難場所の位置及び当事業所からの避難経路を示す図面を事業所内に掲示するほか、警戒宣言が発せられたとき、事業所内にいる顧客に対し、指定避難場所の位置及び当事業所からの避難経路を知らせる。
- (2) 従業員は、2に定める対策をとったときは、事業所責任者に報告した後、防火区画及びシャッターを閉め、指定避難場所へ避難する。

4 時間外の対策

営業時間外に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、事業所責任者は、2に掲げる対策をとる。(対策をとった後、防火区画及びシャッターを閉め、指定避難場所へ避難する。)

5 教育、訓練及び広報

- (1) 事業所責任者は、従業員に対して地震防災上必要な教育を行うほか、従業員に岡崎市、町内会及び消防機関等が行う防災教育を積極的に受けさせる。
 - (2) 事業所責任者は、大規模な地震に係る防災訓練を年1回以上行うほか、従業員を岡崎市、町内会及び消防機関等が行う防災訓練に積極的に参加させる。
- ※1 従業員が自宅で(事業所以外の場所で)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、原則として自宅待機(その場で身の安全を図る)とする。
- 2 営業の継続については、事業所責任者が判断する。